

《 入 札 条 件 》

(1) 入札方式及び入札書の提出方法について	所定の場所に直接持参により提出する。
(2) 入札保証金	免 除
(3) 入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額(落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(4) 契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上としその種類は、福山市契約規則に定めたものを落札者が契約を締結する前に納付のこと。ただし、福山市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りでない。
(5) 落札者の決定方法	地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格の設定)により決定する。 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、指定する日時及び場所に入札書を持参し、再度入札を行い、最低価格入札者を落札候補者とする。
(6) 契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
(7) 特記事項 公正な入札の確保	・ 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。 ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 ・ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。 また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、 ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。 イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。